

羽島市消費生活相談窓口にご相談ください

相談無料

消費生活相談窓口ではこのような相談をお受けしています

インターネット
トラブル



訪問販売



電話勧誘



振り込め詐欺



マルチ商法



裏に「消費生活
情報」を掲載し
ています。

困ったな おかしいな と思ったときは相談しましょう

羽島市消費生活相談窓口 ☎ 058-392-9927

場 所 : 市役所本庁舎2階 74番窓口 市民総合相談室

時 間 : 9時~12時 13時~16時 ※土日祝日は除きます

消費者ホットライン
188 (イヤヤ)

岐阜県県民生活相談センター ☎ 058-277-1003
受付: 平日 8:30~17:00 土曜 9:00~17:00 (電話相談のみ)

見守り 新鮮情報

事例1

母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断って**いた。最近では電話を取らなくなったが、昨日その事業者からの力二の**不在通知**が**入っていた**。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：
80歳代 女性)

注文していないなら
支払い不要!

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文**
していない健康食品が
届いており、定期購入と
書いてある紙と**払込**
用紙が**同封**されて
いた。どうしたらよいか。
(当事者：90歳代 女性)



©Kurosaki Gen

一方的に送りつけられた 商品の代金は支払い不要!

ひとこと助言



すぐに
処分
できるよ

見守るくん

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。